

平成29年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下の事例を読み、以下の設問に答えなさい。

Y 県立法科大学院では、裁判員制度対象事件のみを特に対象とする「特別模擬裁判演習」（本問科目）を 3 年次の必修科目としている。在学生 X は、他の科目の履修状況は順調であったが、「裁判員制度は違憲である」との強い信念の下に、同科目での役割分担を拒否し、傍聴するのみであったため、平常点で採点される同科目で「不可」の評価を受けた。なお X は、当該科目の事例が通常の刑事裁判で審理されたとすれば公判はどのように進行すべきかについて、詳細なレポートを毎回担当教員に提出していた。担当教員は「これでは平常点はつかない。」とその都度注意していたが、任意のレポートとして受け取っていた。X は学外では、「アンチ裁判員フォーラム」なる裁判員制度反対運動の幹部の一人であり、「裁判員制度は法曹でない一般国民に、結局は処罰感情に基づいて死刑判決を下させるものであり、人民裁判に他ならない。」などと主張し、デモを行ったりしている。

X は必修科目である同科目の単位を取得できなかったため、卒業判定で不合格となり 3 年次に留年した。ところが、翌年度も X の学修態度は同様であったため、Y 県立法科大学院の規則にいう「学業の継続が不可能である」場合に当たるとして、退学処分を受けた。そこで X は、同処分は違憲違法であるとして、当該処分の取消しを求める訴訟を提起した。

- (1) X が行うであろう憲法上の主張を述べよ。
- (2) Y 側の反論に触れながら、あなたの意見を述べよ。

【刑 法】

以下の文章を読み、問いに答えよ。

- 1 甲女は、以前、資産家Xの家政婦として働いていた際、Xが一人暮らしの自宅の金庫に常時数百万円の現金を保管していたのを見ていたが、そのことを知り合いの乙男に話したところ、乙が「俺は開錠が得意だから、もっと情報をくれれば、その家に入って現金を盗ってきてやる。」とX宅への窃盗を持ちかけてきた。甲は、Xの家政婦を辞めた後、生活に窮していたことから、乙の提案に乗ることとし、「わかったわ。でも、Xの情報は私が教えてあげるんだから、分け前は平等よ。あと、誰も居ない時間帯を教えるから、絶対に人に怪我をさせないで。」と述べたところ、乙は「分かったよ。」と同意した。

そこで、甲は、X宅の間取り、現金の保管場所を記した図面を作成して乙に渡すとともに、Xや家政婦が居ない時間帯、開錠の知識があれば簡単に開けられる裏口のドアの存在を乙に教えた。一方乙は、開錠道具を用意して犯行の手順を立案した。その上で、甲と乙は、Xも家政婦も居ない時間帯に乙一人でX宅に立ち入って現金を盗むこととし、成功した際には甲宅で金の分配をすることにした。

- 2 犯行日、乙は、Xが出勤し、次いで家政婦らしき女性（Y）がX宅から出て行くのを見届けてから、X宅の裏口のドアを素早く開錠し、X宅に立ち入った。その後、乙は、図面通りの場所に金庫を発見したので素早く開錠し、金庫内にあった現金500万円をリュックサックの中に収めた。

乙は、X宅から逃走しようとしたが、忘れ物を取りに戻ってきたYと鉢合わせになり、叫び声を上げようとしたYの口をふさいで羽交い締めにした上、顔を見られたので罪責を隠滅するために殺すしかないと決意し、持っていたナイフでYの頸動脈を掻き切って殺害した。その後、乙は、Yを殺したことを甲には伏せたまま、奪った500万円を甲宅で甲と山分けした。

甲、乙の罪責を論ぜよ（特別法違反については論じる必要はない）。なお、甲は、乙がナイフを持ってX宅に立ち入ったことを知らなかった。